北米

国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第２０条の２第１項の適用を受け、法第２０条第１号及び旅券法施行令（以下「政令」という。）第５条第１項第１号に規定される手数料（１０年旅券かつ書面申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、法第２０条第２項及び政令第５条第３項第１号に規定される手数料（１０年旅券かつ書面申請かつ未交付失効）	法第２０条の２第１項の適用を受け、法第２０条第１項第１号及び政令第５条第２項第１号に規定される手数料（１０年旅券かつ電子申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、法第２０条第２項及び政令第５条第４項第１号に規定される手数料（１０年旅券かつ電子申請かつ未交付失効）	処分の申請をする者が１８歳未満であり、法第２０条の２第１項の適用を受け、法第２０条第１項第２号及び政令第５条第１項第２号に規定される手数料（５年旅券かつ書面申請）	処分の申請をする者が１８歳未満であり、法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、法第２０条第２項及び政令第５条第３項第２号に規定される手数料（５年旅券かつ書面申請かつ未交付失効）	処分の申請をする者が１８歳未満であり、法第２０条の２第１項の適用を受け、法第２０条第１項第２号及び政令第５条第２項第２号に規定される手数料（５年旅券かつ電子申請）	処分の申請をする者が１８歳未満であり、法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、法第２０条第２項及び政令第５条第４項第２号に規定される手数料（５年旅券かつ電子申請かつ未交付失効）
アメリカ合衆国	ﾄﾞﾙ	62	123	60	120	32	62	30	60
カナダ	ｶﾅﾀﾞ・ﾄﾞﾙ	87	171	83	167	45	87	41	83

北米

国又は地域	単位	法第２０条の２第１項の規定の適用を受け、法第２０条第１項第３号及び政令第５条第１項第３号に規定される手数料（残存有効期間同一旅券かつ書面申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、法第２０条第２項及び政令第５条第３項第３号に規定される手数料（残存有効期間同一旅券かつ書面申請かつ未交付失効）	法第２０条の２第１項の規定の適用を受け、法第２０条第１項第３号及び政令第５条第２項第３号に規定される手数料（残存有効期間同一旅券かつ電子申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、法第２０条第２項及び政令第５条第４項第３号に規定される手数料（残存有効期間同一旅券かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条の２第１項の規定の適用を受け、法第２０条第１項第４号及び政令第５条第１項第４号に規定される手数料（渡航先追加）	法第２０条の２第１項の規定の適用を受け、法第２０条第１項第５号及び政令第５条第１項第５号に規定される手数料（渡航書）
アメリカ合衆国	ﾄﾞﾙ	39	76	36	73	27	25
カナダ	ｶﾅﾀﾞ・ﾄﾞﾙ	54	106	50	102	37	35